

岩手県告示第153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成25年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 都市計画の種類 都市計画施設（道路）

2 都市計画を変更した土地の区域

（1） 一関市真柴字岩ノ沢から西磐井郡平泉町平泉字森下まで（別紙図面のとおり。）

（2） 西磐井郡平泉町平泉字三日町から字森下まで（別紙図面のとおり。）

（3） 西磐井郡平泉町平泉字泉屋から字衣関まで（別紙図面のとおり。）

3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部一関土木センター並びに一関市役所及び平泉町役場

備考 「別紙図面」は、省略し、変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。